



中国政府部門による持分投資の実行可能性の向上

多くの多国籍企業は、各種の税務及びビジネス上の観点から様々な方式を採用して企業再編を行っているが、その中には持分による支払及び持分による出資の形態が含まれている。しかし、現行の法律の枠組みのもとでは実際の運用において多くの解決すべき問題があり、この種の企業再編の実行可能性をもっと高める必要がある。特に、外国企業及び外商投資企業が関与している取引においては尚更のことである。そのため、最近、商務部は他の関係する政府部門と共同で「外商投資企業の持分出資管理弁法」(以下、「管理弁法」と略称する)の草案を作成し、持分出資行為を規範し、もって実務上の問題を解決しようとしている。このたび、KPMG は商務部に招かれ、KPMG の経験と意見を述べる機会を与えられたが、それらは管理弁法の草案に盛り込まれている。

このアラートで検討している法規

- 「外商投資企業の持分出資管理弁法(公開草案)」, 商務部 2011年5月4日公布
- 「持分出資登記管理弁法」, 国家工商行政管理総局令第39号, 国家工商行政管理総局 2009年1月14日公布, 2009年3月1日から施行

背景

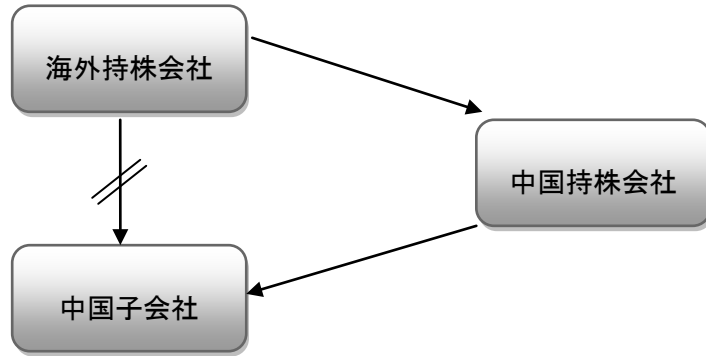
2009年1月に、国家工商行政管理総局は、「持分出資登記管理弁法」(国家工商行政管理総局令第39号)を公布した。2009年4月に、財政部及び国家税務総局は、「企業再編業務に係わる企業所得税処理に関する若干の問題についての通知」(財税[2009]59号)を公布した。財税[2009]59号によれば、持分による支払金額がその取引支払総額の85%を超え、かつその他の条件を満たした場合、当該企業再編(資産と持分の買収、合併及び分割を含む)に関しては特殊の税務処理を適用できる。即ち関係する当事者が企業再編より生じた収益を繰延認識できる。その結果、持分交換の形態での企業再編が一般的になっており、特に会社の100%持分譲渡の形態がよく見られるようになった。この他、一部の多国籍企業はキャッシュ・フローを考慮し、持分出資の形態で投資を行っている。

しかし、持分による支払を通して企業再編の計画を実施したい一部の会社においては、規定の不明確性及び実務上の障害により、その企業再編の計画実行は困難に直面している。

商務部は最近、他の関係する政府部門と共同で管理弁法の草案を作成し、持分による出資を規範して実務上生じる問題を解決しようとしている。KPMG は商務部に招かれ、KPMG の経験と意見を述べる機会を与えられたが、それらは管理弁法の草案に盛り込まれている。読者に現在多国籍企業が直面している主な問題を理解して頂くため、ここでは、実務においてよく見られる問題について説明していきたい。

読者の理解のため、以下では事例を使って説明していく。

【事例】海外の持株会社が中国にある子会社の持分を中国にある持株会社へ譲渡し、もって中国にある持株会社の持分と交換する。



1. 持分の評価額と合意された金額(取引価額)

企業再編において、もし持分譲受側が有限責任会社(上記の事例における中国持株会社)であるならば、受領した持分について増資(すなわち、上記の事例における中国子会社の持分の価値による)を行わなければならない。しかし、受領した持分の価値を実務上どのように確定させるかが問題となる。

持分を合意された評価額に基づき金額を確定するのか? その根拠は、合併と買収行為において特に非関連会社間での取引では、その協議によって確定された最終的な価格はすべて外部市場の要素が反映され、特定のビジネス的考慮がなされ、取引双方が合意した結果である。したがって、当該企業再編が特別の税務処理を適用できるかどうかに関わらず、その持分に対する合意金額はある程度、市場の公正価値を反映しているものであると言える。

持分の価値は法律にしたがって設立された評価機構の評価額に基づいて確定すべきであるという別の観点もある。もし持分の合意額と評価機構による評価額が異なる場合、どう処理すべきか? 持分譲受側の登録資本金の過大評価(水増し)を防ぐため、評価機構による評価額を譲受持分の価値の上限にすべきか? また、その下限も設定すべきか? 会社法は非貨幣資産をもって投資を行う場合、その評価額を計算すべく、現物を確認し、高くまたは低く評価してはならないと明確に規定している。

持分譲受側自身の持分価値がその登録資本金よりも高いまたは低い場合、上述の問題をさらに複雑化させることになる。これについては、以下の事例を使って説明していきたい。

	会社の登録資本金	再編前の会社の時価
中国持株会社	3000 万 USD(現金)	1.2 億 USD
中国子会社	2000 万 USD(現金)	6000 万 USD

この事例において、中国子会社持分を中国持株会社へ出資しようとしている海外持株会社は現時点では中国持株会社の投資者ではないと仮定する。増資後の投資者持分の所有比率が中国持株会社及び中国子会社持分の市場公正価値を反映する

ことを確保するため、中国持株会社の投資者は、一般的に、海外持株会社が出資後に 6000 万 USD に等しい中国持株会社の登録資本を有することを受け入れないであろう。何故ならば、増資後の中国持株会社の持株比率が 33%/67% (投資者が投入した 3000 万 USD の登録資本、海外持株会社が投入した 6000 万 USD の登録資本の比率) になり、両社の持分の市場価値による確定された 67%/33% の比率に従った持分構成が確定されないことになるからである (登録資本のうち、1.2 億 USD が投資者に帰属し、6000 万 USD は、海外持株会社へ帰属する)。恐らく、中国持株会社の投資者は、67%/33% の持分所有比率 (投資者が 3000 万 USD の登録資本を出資し、海外持分会社が 1500 万 USD の登録資本を出資する) を維持するため、中国子会社の持分の評価額の内 1500 万 USD のみを登録資本へ受け入れることを認めるであろう。この場合、これらの要素が関連する審査機関による持分出資の審査に対してどのような影響を与えるであろうか？

商務部が管理弁法の草案を作成する際には、これらの実務上の問題及び関連するフィードバックも考慮された。最新の管理弁法 (公開草案) によれば、持分の合意金額は持分の評価額を超えてはならないと規定されている。また、被投資会社の登録資本への計上額は持分の合意金額を超えてはならない。従って、上記事例においては、中国子会社持分の市場価値が 6000 万 USD であっても、取引各方が海外持株会社の中国持株会社の登録資本への計上額が 1500 万 USD であることを同意すれば、取引が成立するであろう。

2. 験資はどのように行うのか？

次は、験資をどのように行うかの問題になる。験資機構は持分出資額についてのみ験資をすれば足りるのか？もし験資評価額が合意金額と異なった場合、どのように処理すべきか？

上記の問題について、関連する機関による発行されている許可資料 (例えば、国家外貨管理局の持分出資に関する審査認可資料) を取得すれば十分であろうか？「国家外貨管理局による外商投資企業の外国株主の国内持分出資の験資証明に関する若干の問題の回答」(匯綜復[2010]3 号文) によれば、国家外貨管理局の持分出資に関する審査認可資料は海外投資者の出資の払込完了の証明として使用できると記載している。しかし、当該文には、同時に審査認可資料に記載している金額は持分投資の帳簿金額であり、市場価値については説明していない。また、国家外貨管理局はここで不明確な問題について再度明確にしておらず、持分出資の価値の確定に関しては未確定の要素がまだ残されている。商務部により作成された管理弁法の草案においても、これらについての説明は不十分である。我々は将来において明確化されることを期待している。

3. いくらの持分出資額が被投資会社の登録資本金として確定されるのか？両者の差額については被投資会社の資本剰余金に計上できるか？

政策上、持分出資の金額 (即ち、登録資本へ計上する金額) については完全に明確にされておらず、会計上も、どのように処理するか問題となる。もし中国の子会社の持分の評価額または持分の合意金額が関係する政府部門に承認された登録資本金額 (即ち、持分の出資金額) を超えた場合、その差額を資本剰余金へ計上できるか？前述したように、管理弁法の公開草案によれば、持分の評価額が持分の合意金額の上限であり、また、持分の合意金額が持分出資金額の上限である。疑問を解消させるため、管理弁法の公開草案では、持分の合意金額と持分の出資金額の差額を被投資会社の資本剰余金に計上できると明確に記載している。

4. 非貨幣資産による出資制限の比率 (70%) 問題

会社法によれば、株主の貨幣出資合計額は有限会社の登録資本の 30% 以上でなければならない。すなわち、仮に持分出資を唯一の非貨幣現物出資とした場合、その価値は出資後の被投資会社の登録資本総額の 70% を超えてはならない。もし、持分を出資して新会社を設立する場合、問題にならないかもしれない。しかし、当該

規定は、設立から多年を経ており、かつ持分の価値が既に上昇している会社間の持分出資においては問題になる可能性がある。

もし、急速に発展している有望な会社(例えば、上記事例中の中国子会社)の持分を出資する場合、その持分の評価額は登録資本をはるかに凌駕している可能性がある。他方、持分の譲受側(例えば、上記事例の中国持株会社)の持分の市場価値も大幅に上昇しているが、その登録資本が依然として変わっていないことがある。この場合、双方の持分の市場価値ベースでは、持分出資の金額が出資後の持分の受け入れ会社の総価値の70%を超えていなくても、当該持分による出資取引は依然として却下される可能性がある。

以下、事例を使って説明していきたい。同様に、外国持株会社とその中国子会社の100%の持分をある中国持株会社へ譲渡し、もって当該中国持株会社の持分と交換するケースである。

	会社の登録資本	再編前の会社の時価
中国持株会社	3000万USD(現金)	1.2億USD
中国子会社	2000万USD(現金)	8000万USD

仮に、中国子会社の持分をその市場価値で計算すれば、即ち、8000万USDを資本金に注入すれば、中国持株会社の登録資本総額が1.1億USDになる(即ち、登録資本3000万USDと今回の資本金へ注入された中国子会社の持分の市場価値8000万USDの合計)。8000万USDは出資後の中国持株会社の登録資本総額の70%を超えているため、当該持分出資取引は審査機関の認可をもらえない可能性が高い。他方、もしすべて市場価値でみれば、中国子会社の市場価値は出資を受けた後の中国持株会社の総額の40%しか占めていない。

さらに議論を進め、もし中国子会社の一部の持分の価値を持分の出資額として計上した場合、問題が解決されるだろうか?例えば、中国持株会社と海外持株会社の協議を通して、中国子会社の総価値8000万USDのうち7000万USDを登録資本とし、残りの1000万USDを資本剰余金として合意した場合には、今回の出資金額が出資を受けた後の中国持分会社の登録資本総額の70%と等しくなる(即ち、登録資本が1億USDとなり、そのうち、3000万USDが現金出資で、7000万USDが持分出資となる)。

現段階の管理弁法の公開草案においては、70%の比率制限が出資後の登録資本の総額で計算されることのみが明確にされている。従って、上記事例における7000万USDの持分出資は認められる可能性が高い。

5. 審査手続きにおける実務上問題:「鶏が先か、卵が先か」

現行の法律の枠組みにおいては、現存の中国会社の持分を他の中国会社へ出資して、他の中国会社の持分と交換する場合、この二つの中国会社は共に関係する主管部門の認可を得なければならない。

上記事例のように、中国子会社の持分出資後、その持分は新たな投資者へ譲渡されたため、主管部門に投資者の変更を申請しなければならない。

そして、中国持株会社は、持分出資後、主管部門へ増資を申請しなければならない。

しかし実務上、中国子会社の主管部門は、中国持株会社が中国子会社の新たな投資者になったことを証明できる確実な証憑を入手するまで、その投資者変更に関する認可を出さないかもしれない。これは、中国持株会社の主管部門による増資の認可を得るまで明確にできないことでもある。

他方、中国持株会社の主管部門は中国持株会社が中国子会社の持分を有することを確認するまで、その増資の申請を許可しない可能性がある。しかし、中国子会社の主管部門がその投資者の変更について同意するまでは、これも不明確である。

一つの審査機関の認可は他の審査機関の認可を前提としているが、これは「鶏が先か、卵が先か」という因果性のジレンマに陥って解決できない状態になることを意味している。従って、審査手続を明確にすることは非常に重要である。

これらの要素を鑑み、商務部は管理弁法の公開草案において、投資者が持分を出資する場合、被投資会社(即ち中国持株会社)の所在地の省級商務主管部門または商務部が認可を行うことを明確に規定した。もし管理弁法の最終案にこの条項が残っていれば、上記の審査問題は解決できるであろう。

Contact us

Khoonming Ho

Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Qingdao

Vincent Pang

Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Hangzhou

Martin Ng

Tel. +86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Chengdu

Anthony Chau

Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Guangzhou

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen

Jean Jin Li

Tel. +86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Shenzhen

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber

Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Roger Di

Tel. +86 (10) 8508 7512
roger.di@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Jonathan Jia

Tel. +86 (10) 8508 7517
jonathan.jia@kpmg.com

Paul Ma

Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Abe Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7096
abe.zhao@kpmg.com

Catherine Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7515
catherine.zhao@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
+86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Dawn Foo

Tel. +86 (21) 2212 3412
dawn.foo@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Martin Ng

Tel. +86 (21) 2212 2881
+86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Lachlan Wolfers

Tel. +86 (21) 2212 3515
lachlan.wolfers@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Zichong Xu

Tel. +86 (21) 2212 3404
zichong.xu@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

David Huang

Tel. +86 (21) 2212 3605
david.huang@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Leonard Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3350
leonard.zhang@kpmg.com

Southern China

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Jean Jin Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
+86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Jean Ngan Li

Tel. +86 (755) 2547 1198
jean.li@kpmg.com

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau

Partner in Charge, Tax
Hong Kong SAR
Tel. +852 2826 7165
ayasha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss

Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern

Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Alex Capri

Tel. +852 2826 7223
alex.capri@kpmg.com

Barbara Forrest

Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Ken Harvey

Tel. +852 2685 7806
ken.harvey@kpmg.com

Nigel Hobler

Tel. +852 2143 8784
nigel.hobler@kpmg.com

Charles Kinsley

Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos

Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Curtis Ng

Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Kari Pahlman

Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com

John Timpany

Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Jennifer Wong

Tel. +852 2978 8288
jennifer.wong@kpmg.com

Christopher Xing

Tel. +852 2978 8965
christopher.xing@kpmg.com

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2011 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2011 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.